

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、会社の持続的な成長と企業価値の長期的な向上を図るためにコーポレートガバナンスが重要な経営課題であると認識しております。株主を始め全てのステークホルダーに対する経営責任と説明責任を明確にし、透明性の高い経営体制の確立を図り、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

当社におけるコーポレートガバナンス・コードの各原則に対する取り組み状況や取り組み方針は、以下のとおりであります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

2021年6月の改定後のコードに基づき記載しております。

【補充原則1-2-4】議決権の電子行使を可能とする環境作り

議決権の電子行使につきましては、株主・投資家の皆様のご意見・ご要望も参考にしつつ、各種手続き・費用等を勘案し、検討してまいります。また、招集通知の英訳につきましては、現在の当社における外国人株主比率は相対的に低いと考えており、実施しておりませんが、今後外国人株主比率の高まりに応じて検討してまいります。

【補充原則3-1-2】

現在の当社における外国人株主比率は相対的に低いと考えており、英語での情報の開示・提供につきましては、実施しておりませんが、今後外国人株主比率の高まりに応じて検討してまいります。

【補充原則4-1-2】

当社の主要販売先は、法的規制の改正等により大きく環境が変わる恐れがあるため、1年ごとの計画を基本としてその結果についての分析・見直しを行っております。また、戦略的観点や踏まえて次期の計画に反映させ、決算説明会等においてその背景や内容の説明を行っております。

【原則4-2】取締役会の役割・責務(2)

取締役会は、取締役及び執行役員からの提案を随時受け付けており、上程された提案につきましては十分に審議しております。また、その実行にあたり、経営幹部の意思決定を尊重しております。

なお、経営陣の業績連動や自社株報酬など、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-2-1】

経営陣幹部・取締役の報酬につきましては、原則3-1(3)に記載の通り定めております。今後は長期的な業績と連動する報酬につきましても議論し、適切に設定すべきと考えております。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用

当社は取締役に7名を選任しており、そのうち独立社外取締役は3名となっております。独立社外取締役には専門的な知識を有している弁護士、公認会計士、大学教授を選任し、バランスのとれた構成になっていると認識しております。また、過半数の独立社外取締役を選任しておりませんが、当社の取締役の員数は少数であることから独立社外取締役の意見が反映しやすく、独立社外取締役の員数は適切であると考えております。

【補充原則4-8-3】

当社は支配株主を有しておりませんが、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するような役割・責務を果たすべく、取締役7名のうち、3分の1以上に当たる3名を独立社外取締役として選任しております。今後も事業環境や当社グループの状況等の変化に応じ、常に適切な体制を検討してまいります。

【原則5-2】経営戦略や経営計画の策定・公表

当社グループの主要販売先は、法的規制の改正等により大きく環境が変わる恐れがあるため、1年ごとの計画を基本としており、中期経営計画は策定しておりませんが、付加価値のある製品の開発や原価低減に努め、常に営業利益率等を意識した活動を行っております。

経営理念、経営方針、資本政策及び株主還元の方針につきましては、当社ホームページ等で開示するとともに、決算説明会等を通じて、具体的な施策を説明しております。

【補充原則5-2-1】

当社グループの事業ポートフォリオは、アミューズメント関連事業、自動認識システム関連事業、ホテル関連事業となっており、各セグメントに合わせて目標管理や資源配分を行っております。経営環境の変化により、業績が大きく左右される恐れがあるため、単年度ベースの事業計画を策定し開示することを基本としておりますが、方針や事業ポートフォリオの見直しがあった場合は中期経営計画の作成や公表も含めて、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

2021年6月の改定後のコードに基づき記載しております。

【原則1 - 4】 政策保有株式

当社は、今後の事業戦略や取引先との関係・取引の状況等を総合的に勘案し、取締役会で当社の企業価値の向上に資すると決定した場合、政策的に株式を保有することを基本方針としております。保有継続の可否につきましては、取締役会において半年に一度、個別銘柄毎に検証しております。保有意義や経済合理性が認められないと判断した場合には、適宜売却いたします。政策保有株式の議決権は、その目的を阻害する恐れのある議案について十分精査したうえで賛否を決定し行使しております。

【原則1 - 7】 関連当事者間の取引

当社が当社役員と取引を行う場合には、取締役会規程に基づき、当該取引につき重要な事実を取締役に上程し、決議しております。また、当社が行う主要株主等との取引は、一般的な取引と同様、所定の決裁規定に基づき承認することとしており、開示対象となる取引がある場合は開示を行っております。

【補充原則2 - 4 - 1】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上には、人材の確保と育成が必要不可欠であると考えております。当社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等で特に制限は設けておらず、多様性の確保に取り組んでおりますが、自主的かつ測定可能な目標を定めるには至っておりません。中長期的な人材育成方針と社内環境整備方針については検討を進めてまいります。

【原則2 - 6】 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社はスチュワードシップ・コードの受け入れを表明している資産運用会社に企業年金を委託しております。当社では、資産運用に適した人材の登用・配置を行っていませんが、投資先の選定や運用状況等、資産運用会社を適宜監督し、適切に管理されていることを確認しております。

【原則3 - 1】 情報開示の充実

(1) 当社は、経営理念、経営方針をホームページにて開示しております。

<http://www.mars-ghd.co.jp/company-vision.html>

経営理念

企業の安全を図り、経営の安定を図り、共に生活の向上を図る。そして事業を通じて社会に貢献する。

経営方針

お客様お役立ち精神

完璧を目指して全力を尽くそう 全てのお客様の満足を勝ちとるために

- ・お客様本位の価値あるシステムを
- ・安定した強力な商品を
- ・工夫で誰にも負けないサービスを

(2) コーポレートガバナンスの基本方針は以下の通りです。

当社のコーポレートガバナンスの基本方針

当社は、会社の持続的な成長と企業価値の長期的な向上を図るためにコーポレートガバナンスが重要な経営課題であると認識しております。株主を始め全てのステークホルダーに対する経営責任と説明責任を明確にし、透明性の高い経営体制の確立を図り、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

(3) 取締役の報酬等については、定時株主総会において上限を定めており、その範囲内で各取締役個人の役割や継続的な企業価値向上と業績向上へのインセンティブに資するよう、代表取締役社長が立案し、取締役会で決議しております。

基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は固定報酬とし、役職、職責、在任年数、貢献度、業績等の要素を総合的に勘案し、取締役会の決議により個別の支給額を決定しております。

業績連動報酬等に関する方針

現行の制度は適切であると考えており、業績連動報酬等を設定していませんが、業績に連動した報酬等も今後検討いたします。

報酬等の付与時期や条件に関する方針

株主総会で決議された報酬等の限度額の範囲内において、基本方針に基づき固定報酬の額を算出し、月例報酬(ただし6月、12月は別に定める月例報酬)を支払います。

報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会にて代表取締役社長に取締役の個人別の報酬額の決定を委任する旨を決議し、代表取締役社長が具体的な内容を決定しております。委任した理由は、報酬等の決定方針に基づき、グループ全体を把握し各取締役の適正な評価を行うには代表取締役社長が最も適任であるためであります。

(4) 取締役候補の指名は、当社が定める「取締役の選任条件」を満たした人物であり、業務執行上や適材適所の観点から総合的に検討しております。また、監査役候補の指名は、財務・会計に関する知見、法律・知財に関する知見、当社事業分野に関する知識及び企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に検討しております。なお、解任につきましては、上記選任条件等に照らして取締役会にて判断しております。

(5) 取締役・監査役の各候補及び経歴等につきましては、招集通知に記載しております。

【原則3 - 1 - 3】

当社は、「企業の安全を図り、経営の安定を図り、共に生活の向上を図る。そして事業を通じて社会に貢献する。」ことを経営理念として掲げております。環境理念・環境基本方針や社会貢献活動方針を定め、電力使用量、CO₂排出量、廃プラスチックの削減など、グループ全体でISOに準じた取り組みを継続しております。

TCFD又はそれと同等の枠組みに基づく開示については、現在行っていませんが、データの収集や分析等を鑑み、今後検討を進めてまいります。

【補充原則4 - 1 - 1】

当社では、取締役会で審議・決定する事項を取締役会規程に定め、法令・定款・取締役会規程に従って取締役会を運営しております。また、経

當陣は組織及び職務権限規程や稟議手続規程等に従って、取締役会で決定された経営の基本方針及び経営計画に即して業務執行を行っております。

【原則4 - 9】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。また、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し、監督できる高い専門性と豊富な経験を重視しております。

【補充原則4 - 10 - 1】

当社は、独立した指名・報酬委員会を設置していませんが、取締役会は、取締役7名のうち3名が社外取締役、監査役3名のうち2名が社外監査役で構成され、社外役員から幅広い専門知識と豊富な経験を活かした意見や助言を適宜得ております。また、取締役の指名（後継者計画を含む）や報酬等の特に重要な事項につきましても取締役会で社外役員から意見や助言を得て決議しているため、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は十分に担保していると考えております。今後、より高度なガバナンス体制を構築するため、任意の指名・報酬委員会の設置に関しては、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社の取締役会は、企業規模等を勘案し、定款において取締役の員数を10名以内と定めております。取締役の選任に関する方針は原則3-1()で開示したとおりであり、当該能力を有したうえでさらに社会への変化を素早く的確に把握できる人材、知識、経験、能力のバランスがとれるよう多彩なバックグラウンドを有する人材を候補者に選定しております。

スキル・マトリックスをはじめとした取締役の有するスキル等の組み合わせの開示については、次期招集通知にて掲載を検討しております。

【補充原則4 - 11 - 2】

取締役及び監査役候補者の重要な兼職の状況につきましては、株主総会に係る「招集通知書」等において、記載しております。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社は、取締役会の現状を把握し、より実効的な取締役会を運営していくために、取締役会の実効性に関する分析及び評価を実施しております。調査方法は忌憚のない意見を得るために無記名アンケート方式とし、各取締役・監査役を対象に調査を実施しております。調査結果については取締役会で評価・分析し、概ね適切に運営されており、取締役会の実効性は確保されていると評価しております。今後も、取締役会の実効性が向上していくように努めてまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社の取締役は、各自が必要な知識等を習得するため、適宜外部の研修・セミナー等を受講できるよう、費用面も含め、支援する体制をとっております。また、監査役は、日本監査役協会等が開催する講習会や勉強会に参加し、監査役として必要な知識の習得及び監査役の役割と責務の理解促進に努めております。

【原則5 - 1】 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、株主の皆様との建設的な対話を促進し、当社の経営方針や経営状況を分かりやすく説明し、株主の皆様の理解が得られるよう努めております。

- (1) 株主や投資家との適切な対応を行うため、代表取締役社長を中心として、IR担当役員の任命及びIR担当部署を設置してIR体制を整備し、関連部門との有機的連携を図りながら、適正に情報開示を行っております。
- (2) 当社は機関投資家向けに半期ごとの決算説明会を開催しております。
- (3) 株主の皆様との対話において把握された意見につきましては、経営陣や関係各部にフィードバックし情報を共有しております。
- (4) 決算発表前の期間はサイレント期間とし、投資家の皆様との対話を制限しております。社内では、インサイダー情報が発生する際には、内部者取引規程に従って情報管理の徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社イー・エムプランニング	2,120,000	9.33
光通信株式会社	794,300	3.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	713,900	3.14
松波 廣和	680,000	2.99
松波 香代子	680,000	2.99
松波 明宏	680,000	2.99
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 きらばし銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	663,000	2.92
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	550,000	2.42
公益財団法人マース奨学財団	500,000	2.20
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	445,655	1.96

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中村 勝典	公認会計士											
小林 郁夫	弁護士											
洞口 治夫	学者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村 勝典		2015年6月より当社の取締役就任しております。 公認会計士であります。	社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての専門的な見識を有していることから、社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断し社外取締役に選任しております。
小林 郁夫		2019年6月より当社の取締役就任しております。 弁護士であります。	社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として培われた高度な専門的知識を有しており、社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断し社外取締役に選任しております。
洞口 治夫		2020年6月より当社の取締役就任しております。 大学教授であります。	社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、大学教授として経営戦略の研究や、経営学に関する豊富な経験と優れた見識を有しており、社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断し社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況

会計監査人から監査結果の報告を受けるとともに、情報、意見の交換を行うなど連携を図っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

社内の監査部門として設置している内部監査室は、効率的な監査を実施するため、監査役と適宜情報の交換を行っております。また、内部監査の結果につきましては、監査役へ報告を行い、監査役より意見及び指導を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安原 正義	その他													
吉田 茂夫	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安原 正義		2015年6月より当社の監査役に就任しております。 弁理士であります。	社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁理士として培われた高度な専門的知識を有しており、社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断し社外監査役に選任しております。
吉田 茂夫		2019年6月より当社の監査役に就任しております。 公認会計士であります。	社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士として培われた高度な専門的知識を有しており、社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断し社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社の社外役員は社外取締役3名、社外監査役2名であり、全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現行の制度は適切であると考えており、業績連動報酬等を設定しておりませんが、業績に連動した報酬等も今後検討いたします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当期における取締役及び監査役の報酬は下記のとおりであります。

取締役 7名 103百万円

監査役 3名 12百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役の報酬額は取締役会の決議により決定し、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する専従の担当者は配置しておりませんが、総務部が適宜対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社では以下のとおり、コーポレート・ガバナンス体制をとっております。

1. 取締役及び取締役会

取締役会は取締役7名で構成されており、経営方針及び業務の意思決定を行う機関として位置付けております。原則、毎月1回開催する取締役

会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。また、当社グループ各社が集まるグループ経営会議を毎月1回実施し、的確かつ迅速な意思決定ができる体制をとっております。各会議には監査役が出席しており、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

2. 監査役及び監査役会

監査役会は監査役3名で構成され、うち2名が社外監査役で、独立役員にも指名しております。監査役は取締役会などの重要会議に出席し、取締役の職務執行の状況を客観的な立場から監督するとともに、監査役会を開催し、情報の共有を図っております。

また、会計監査人とは監査方針について意見交換を行い、監査の方法や結果について報告を受けております。

会計監査の状況

監査法人の名称 太陽有限責任監査法人

継続監査期間 2年間

業務を執行した公認会計士の氏名 指定有限責任社員 業務執行社員 須永 真樹、指定有限責任社員 業務執行社員 杉江 俊志

会計監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士11名、その他16名となります。

監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選定及び評価につきましては、監査役会が「会計監査人の評価及び選定基準」に則り、会計監査人としての品質管理体制、会計監査に必要な専門及び独立性、グローバルな監査体制、当社グループへの理解度、監査費用等を総合的に勘案して判断しております。

監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。「会計監査人の評価及び選定基準」に則り、太陽有限責任監査法人の会計監査の経過、結果を検証し、適性・適切であるとの判断しております。

3. 内部監査室

当社は内部監査部門として、社長直轄の内部監査室(専任2名、兼任1名)を設置しております。年度計画に基づき、各部門の業務が適正に行われているかの監査を行ない、不正の防止や業務の改善に努めるとともに、当社の内部統制システムの有効性について検証及び評価を行っております。また、監査役及び会計監査人と適宜連携を取り、監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用し、中立的で客観的な立場で経営の監視ができることを期待して社外監査役2名を選任しております。また、ガバナンス体制の強化のため、社外取締役3名を選任しております。監査役3名(うち社外監査役2名)は毎月開催する取締役会やグループ経営会議に出席するほか、監査役会による監査を実施しております。また、監査役は会計監査人や社長直轄の内部監査室と情報交換を行って相互間の連携強化を図っております。

以上のことから現状の体制は、監視機能が十分に確保されていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、議決権を有する株主が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知を発送日までに東京証券取引所のウェブサイトにおいて開示しております。 また、近年、招集通知の早期発送が求められていることなどを踏まえ、招集通知を法定期日より前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会が株主との建設的な対話として重要な場であると認識しております。会場の確保や決算・総会準備業務の兼ね合いにより、株主総会の開催日は集中日になることがありますが、株主の皆様との建設的な対話の充実に向けて、いわゆる集中日となる日より早い株主総会の開催を基本方針としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算発表後にアナリスト、機関投資家向けの説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に決算短信をはじめ、各種IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部広報グループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「マースグループ行動規範」を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001に準じ、環境活動方針に沿った管理運営を行っております。 環境負荷の低減、コストの縮減、安全性の向上を心掛けた生産活動を進めております。 地域に根差したCSR活動の一環として、少年野球教室や集団献血等を実施しております。 事務 所や近隣地域で万が一の事態が発生した場合に備え、誰もが利用可能な場所にAEDを設置しております。また、数多くの従業員が操作できるように救急基礎講習を受講しております。 主な活動内容は、当社ホームページに掲載しております。 http://www.mars-ghd.co.jp/csr.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	タイムリーに情報開示できる体制を構築しております。
その他	株主に対して本決算及び第2四半期決算時に「MARS Journal(報告書)」を、本決算時には株主優待を発送しております。 <健康経営について> 社員が健康であることは、企業経営の重要課題の一つであると考え、2017年に「安全衛生・健康管理基本方針」を定め、「健康経営宣言」を公表いたしました。様々な取組みが評価され、「健康経営優良法人」に選ばれました。 (1)安全衛生・健康管理基本方針 マースグループは、企業の安全を図り、経営の安定を図り、共に生活の向上を図ること、そして、事業を通じて社会に貢献することを経営理念に掲げ、会社と社員がともに歩むワークライフバランスの実現に向けて取り組みます。また、安全とメンタルヘル스에配慮した働きやすい職場環境を確保し、働きがいのある企業風土の醸成に努めます。 (2)マース健康経営宣言 マースグループは、社員1人ひとりが才能を十分に発揮し躍動するには、心身の健康保持を増進し、働きやすい職場環境を整えることが企業経営の重要課題の一つであると考えています。総務部門・健康推進部門・健康保険組合が連携して社員が安全で働きやすい職場環境を形成し、心身の健康維持・増進を支援する健康経営に取り組んでいくことを宣言いたします。 (3)主な取組みは、当社ホームページに掲載しております。 http://www.mars-ghd.co.jp/company-safety.html

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社グループは次に掲げる経営理念に基づき会社の業務の適正を確保する体制を整備し、社会的使命を果たします。

【基本理念】

当社グループ会社は、開発型企業グループとしてすべての顧客の満足を勝ち取るために、顧客本位のシステムを作り、行き届いたサービスを提供することを基本としております。また、企業の安全を図り、経営の安定を図り、事業を通じて社会に貢献することを使命と考えております。

2. 整備の状況

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスに関する体制として、当社グループの経営理念や経営方針に加え、行動規範を制定し、当社グループの行動規範として整備、体系化しています。行動規範は、部門ごとに掲示したうえ、社内システムや当社ホームページで常時閲覧できるように整備しており、全役員や全従業員を対象にした教育も適宜行っています。また、内部通報制度を導入し、遵法精神に裏打ちされた健全な企業風土の醸成を図っています。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、稟議手続規程、文書保存管理規程(文書の保存期間含む)に基づき、適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理し、保存期間は文書保存管理規程によるものとします。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者の決定、ならびにリスク管理体制を構築しています。緊急の有事が発生した場合に

備え、連絡網の整備や責任者を決定し、被害を最小限に止めるためのマニュアルを作成しています。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役会は、取締役会規程に基づき、定例の取締役会で重要事項の決定及び取締役の職務執行を監督します。また、迅速な経営判断と業務執行を行うために必要に応じて臨時取締役会を開催する他、定期的の子会社からの報告を受け、適切な判断ができる体制を維持しています。

取締役の職務執行については、組織及び職務権限規程ならびに業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、効率的に職務が執行できる体制を整えています。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループ経営方針に基づき、各グループ会社の取締役、使用人一体となった遵法意識の醸成を図ります。当社グループ全体の業務の円滑化を促進し、当社グループ全体の管理体制を確立します。また、関係会社管理規程を定め、子会社に対して重要事項を当社へ報告する体制を整えるとともにグループ経営会議を定期的で開催し、当社グループ間の情報共有化及びグループ経営方針の統一化に努めます。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役は職務の必要性に応じて適宜各部の人員が支援する体制をとり、監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、専任のスタッフを配置することとします。使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。

(7) 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制及び当社グループの監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとします。内部監査室は定期的に内部監査結果を監査役に報告し、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとします。監査役への報告をした者が、報告したことを理由として、不利益な扱いを受けない体制を整備します。

(8) 当社の監査役が職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要なないと認められる場合を除き、その請求に従って処理します。

(9) その他監査役が職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実効性を確保するために、定期的に取り締役との意見交換を行う機会を提供し、必要な情報を入手するための協力を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会を脅かす反社会的勢力とは毅然とした態度で臨み、不当な要求には一切応じないこととしています。行動規範の中に、反社会的排除に対する姿勢を明文化し、全役員及び全従業員に対し周知徹底を図っています。

また、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び四谷地区特殊暴力防止対策協議会に加盟し、定期的で開催される会合に出席し、情報の収集及び意見の交換を行っています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示に関する基本方針

当社グループは、株主、投資家及び地域社会等のステークホルダーから信頼を得るために、金融商品取引法等の関係法令や株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則等に従い、正確な情報を適時開示することを基本方針としております。

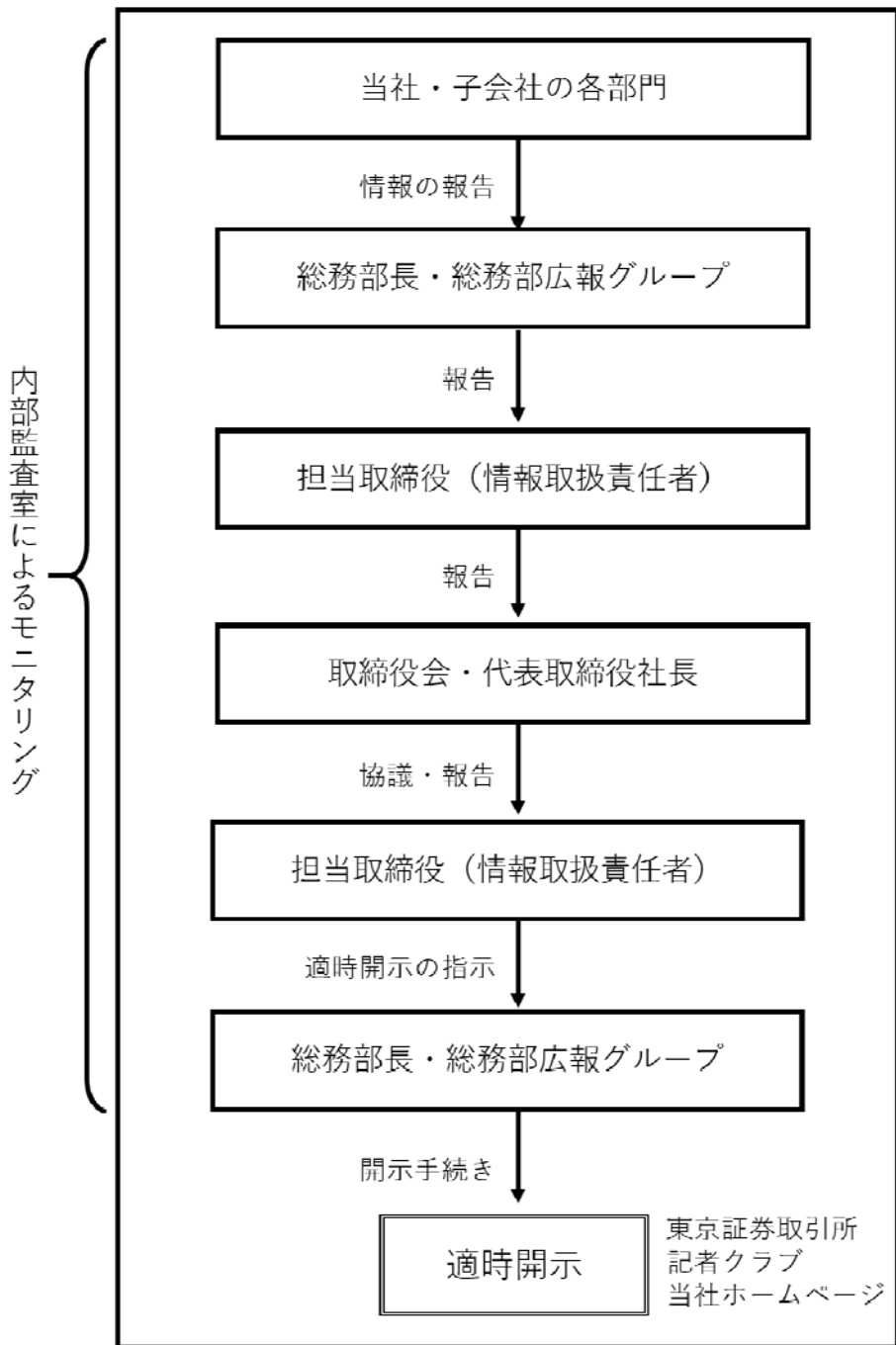
なお、この方針は、「マースグループ行動規範」に掲げ、全社員に携帯カードを配布するとともに周知に努めております。

2. 適時開示に関する体制

当社グループは、「内部取引管理規程」に従い、金融商品取引法に基づく重要事実を総務部が主管部門として情報を収集・管理し、情報取扱責任者である担当取締役と連携して重要性の判断、開示資料の作成等を行っております。適時開示につきましては、取締役会又は代表取締役社長に報告、承認を経て、速やかに総務部が開示を行っております。

なお、内部監査室は、適時開示に係る社内体制について定期的にモニタリングを行い、有効性の検証を行っております。

【適時開示に係る社内体制の模式図】



【コーポレートガバナンス体制の模式図】

